



平成 21 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社イチネンホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 黒 田 雅 史  
(コード番号 9619、東証・大証 1 部)  
問 合 せ 先 社 長 室 長 岡 本 和 人  
(TEL. 06 - 6309 - 7890)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成 21 年 9 月 30 日開催の当社取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 | 当社普通株式 2,000,000 株   |
| (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法   | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 21 年 10 月 7 日(水)から平成 21 年 10 月 14 日(水)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額    | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。   |
| (4) 募 集 方 法             | 一般募集とし、野村証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引 受 人 の 対 価         | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。   |
| (6) 申 込 期 間             | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。   |
| (7) 払 込 期 日             | 平成 21 年 10 月 15 日（木）から平成 21 年 10 月 21 日（水）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。   |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 黒田雅史に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 300,000株  
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われな場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から300,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 黒田雅史に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出する。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

## 3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 300,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 野村證券株式会社
- (5) 申 込 期 間 平成21年11月9日（月）  
（ 申 込 期 日 ）
- (6) 払 込 期 日 平成21年11月10日（火）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100株
- (8) 上記（5）記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 黒田雅史に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 300,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、300,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を野村證券株式会社に取得させるために、当社は平成 21 年 9 月 30 日（水）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 300,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 21 年 11 月 10 日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 21 年 11 月 2 日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込を行います。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 今回の公募増資及び本件第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数（平成 21 年 8 月 31 日現在）	22,863,727 株
公募増資による増加株式数	2,000,000 株
公募増資後の発行済株式総数	24,863,727 株
本件第三者割当増資による増加株式数	300,000 株（注）
本件第三者割当増資後の発行済株式総数	25,163,727 株（注）

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

## 3. 資金の使途

### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 855,688,000 円について、当社グループの中核事業会社である株式会社イチネンへの融資資金に充当する予定であります。融資先の資金使途については、賃貸資産の取得に充当する予定であります。

なお、平成 21 年 8 月 31 日現在、当社グループの賃貸資産の取得計画は、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメント 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法
				総額 (千円)	既支払額 (千円)	
(株)イチネン	大阪市 淀川区	リース事業	賃貸資産	5,907,000	2,637,379	増資資金 及び借入金
野村オート リース(株)	大阪市 淀川区	リース事業	賃貸資産	1,207,000	5,168	借入金
アルファオー トリース(株)	東京都 中央区	リース事業	賃貸資産	486,000	43,100	借入金

（注）この計画により、平成 22 年 3 月末の賃貸資産は、前連結会計年度末に比し、約 10.0%増加する見込みであります。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える影響

今回の調達資金は賃貸資産の取得に充当することを予定しており、自己資本の充実・財務基盤の強化とともに、当社グループの企業価値向上及び中長期的な成長に資するものと考えております。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策のひとつとして位置付けており、業績に裏付けられた成果の配分を安定的かつ継続的に行うことを基本方針としております。

##### (2) 配当決定に当たっての考え方

連結業績を基本とする配当方針としております。配当性向は、連結当期純利益の20%を基本方針としております。かつ、利益水準にかかわらず安定配当部分として最低年間配当1株当たり10円を維持するものといたします。

##### (3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、価格競争力の向上や市場ニーズに応えるサービスの更なる充実に必要な投資等に活用し、企業体質と企業競争力の強化に取り組んでまいります。

##### (4) その他

該当事項はありません。

##### (5) 過去3決算期間の配当状況等

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
1株当たり当期純利益(連結)	48.91円	78.57円	47.52円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	13.00円 (6.00円)	15.00円 (7.00円)	16.00円 (8.00円)
実績配当性向(連結)	26.5%	19.0%	33.6%
自己資本当期純利益率(連結)	10.8%	15.7%	8.7%
純資産配当率(連結)	2.8%	3.0%	2.9%

(注) 1. 自己資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

2. 純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

#### 5. その他

##### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

##### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

##### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

###### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始 値	1,090 円	655 円	388 円	381 円
高 値	1,246 円	830 円	698 円	461 円
安 値	624 円	356 円	347 円	357 円
終 値	635 円	393 円	386 円	420 円
株価収益率(連結)	12.9 倍	5.0 倍	8.1 倍	—

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。  
 2. 平成22年3月期の株価については、平成21年9月29日現在で表示しています。  
 3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり当期純利益（連結）で除した数値です。平成22年3月期の株価収益率については、期中であるため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割による新株式発行、残存している新株予約権の行使による当社の株式の交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出並びに株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。